

広島県スキー指導者会会則

第1章 総則

第1条（会の名称）

本会は、広島県スキー指導者会と称する。

第2条（会の目的）

本会は、会員相互の親睦を図り、併せて技術の向上に努め、且つ広島県スキー連盟と密接に連携し、広島県スキー界の発展を図ることを目的とする。

第3条（会の事務所）

本会の事務所は、庶務・会計事務担当者宅に置く。

第2章 会員

第4条（会員）

本会の会員は、全日本スキー連盟公認資格者及び広島県スキー連盟公認・認定資格者をもって組織する。

第3章 事業

第5条（事業）

本会は、その目的達成のために、次に掲げる事業を行う。

- (1) スキーに関する研究及び協力
- (2) 会員相互の親睦と資質・技術の向上
- (3) その他本会の目的達成に必要な諸事業

第4章 役員及び代議員

第6条（役員）

本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 名誉顧問 1名
- (2) 名誉会長 1名
- (3) 会長 1名
- (4) 副会長 若干名（3名程度）
- (5) 幹事長 1名
- (6) 幹事 若干名（7～10名）
- (7) 監査 2名
- (8) 顧問 若干名
- (9) 事務局長 1名

第7条（役員を選任及び委嘱）

役員を選任及び委嘱については、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長・監査は、代議員の推薦に基づき総会において選任する。
- (2) 幹事は、総会において代議員中より選任する。
- (3) 顧問及び事務局長は、総会に諮り会長が委嘱する。

第8条（役員任期）

役員任期は、2ヶ年とし、再任を妨げない。ただし、補充によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第9条（役員任期）

役員は、次にあげる任務を司る。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統理し、すべての会議議長となる。
- (2) 副会長は、本会を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 幹事長・幹事は、本会の運営に関する必要議案の審議に参画する。
- (4) 監事は、会計の監査にあたる。
- (5) 顧問は、必要に応じ会長の諮問に応え意見を述べることができる。
- (6) 事務局長は、本会の運営に関する一切の事務を処理する。

第10条（代議員）

本会の代議員は、広島県スキー連盟所属団体から公認・認定資格を有する者1名を選出する。

2 代議員には、第8条の会則を準用する。

第11条（代議員の任務）

代議員は、総会において本会の運営に関する議案を審議・議決する。

第5章 会議

第12条（定期総会）

定期総会（年1回）は、代議員及び役員で構成し、役員選出・予算決算の審議・その他・必要事項を議決する。

第13条（臨時総会）

臨時総会は、代議員の3分の1以上の要求があったとき、これを開催する。

第14条（幹事会）

幹事会は、会長・副会長・幹事・事務局長をもって構成し、本会の運営に関する必要議案を審議し、総会に諮ることとする。

ただし、総会の議決を待つことのできない緊急の案件を幹事会の議決によって処理したときは、総会に報告し了承を求めるものとする。

第15条（議決）

すべての会議の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第6章 会計

第16条（会計）

本会の経費は、会費及び寄付金その他をもって充てる。

第17条（会費）

会費は、広島県指導者会会費が年額1,000円とし、西日本指導員会会費が年額500円とする。

ただし、それぞれの会費納入対象者については、次の表に掲げるとおりとする。

(会費納入対象者)

資格区分	広島県指導者会費	西日本指導員会費
指導員	○ (対象者)	○ (対象者)
準指導員	○ (対象者)	○ (対象者)
認定指導員	○ (対象者)	× (非対象者)
全日本スキー連盟公認パトロール	○ (対象者)	× (非対象者)
広島県スキー連盟認定パトロール	○ (対象者)	× (非対象者)
SAJ 競技関係有資格者	○ (対象者)	× (非対象者)

※ 対象者の競技種目は、スキー (ジャンプ・コンバインド・クロスカントリー・アルペン・フリースタイル) 及びスノーボード (アルペン・フリースタイル) とする。

※ 表中の SAJ 競技関係有資格者の資格とは、指導員・コーチ・TD・審判 (旗門・飛距離)・セッター・計算員を対象とする。

第 18 条 (会費の納入方法)

会費は、クラブごとにとりまとめ、全日本スキー連盟の年次登録料と併せて広島県スキー連盟事務局に送金することにより納入するものとする。

第 19 条 (庶務・会計事務担当者)

庶務・会計事務担当者は、事務局長の推薦により会長がこれを委嘱する。

第 20 条 (会計年度)

本会の会計年度は、8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

第 7 章 その他

第 21 条 (その他)

この会則施行上必要な細則は、幹事会の議決を経て会長がこれを定める。

第 22 条 (付則)

この会則は、昭和 50 年 11 月 30 日よりこれを施行する。

昭和 56 年 11 月 15 日 第 18 条を改定 (60 才以上会員の会費免除設定)

昭和 59 年 11 月 23 日 第 18 条を改定 (会費の改定)

平成 5 年 3 月 13 日 全文改正

平成 7 年 1 月 13 日 第 6 条を改正 (役員定数の改定)

平成 14 年 10 月 25 日 第 6 条を改正 (役員定数の改定)

平成 17 年 10 月 15 日 第 18 条を改正 (会費の改定)

平成 27 年 10 月 4 日 第 18 条及び第 20 条を改正 (会費徴収基準の明記及び会計年度の改正)

平成 29 年 10 月 14 日 60 歳以上会員の会費免除規程を廃止

平成 30 年 10 月 6 日 全文改正

広島県スキー指導者会慶弔 ・ 謝恩に関する規定

第1条 弔事のあるときは、次のとおり弔慰料を贈る。

- | | |
|------------------|---------|
| 1. 会員 | 10,000円 |
| 2. 会員の配偶者および父母子供 | 5,000円 |

第2条 災厄・傷病のあるときは、次のとおり見舞金を贈る。

- | | |
|---------------------|---------|
| 1. 会員の不慮の災厄 | 10,000円 |
| 2. 会員の連続2週間以上にわたる病気 | 5,000円 |

第3条 会員が結婚したときは、祝いを贈る。 5,000円

第4条 謝恩として、次のとおり記念品を贈る。

1. 会員として在任中、その功績が顕著と認められるものについては、会員は役員会の意見を徴し、記念品を送ることができる。

第5条 上記の事情によりがたいときは、別に審議決定する。

第6条 この規定は昭和50年11月30日より施行する。

昭和63年11月27日第1条・第2条・第3条を改定。

(慶弔・謝恩金の改定)

平成30年10月6日第4条を改定。